

鳥取市告示第493号

鳥取市旅館業法施行条例（平成29年鳥取市条例第79号）第7条第2号及び鳥取市公衆浴場法施行条例（平成29年鳥取市条例第80号）第4条第8号に規定する市長が別に定める水質基準を次のとおり定めたので告示する。

平成29年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

1 水質基準

レジオネラ属菌は、100ミリリットル中に10コロニーフォーミングユニット（c f u）未満であること。

2 施行期日

この基準は、平成30年4月1日から適用する。